

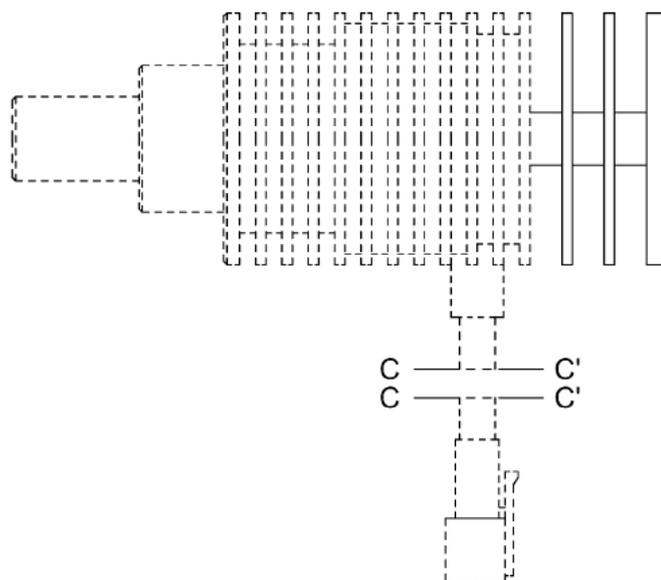
物 件 目 録

- 1 イ号物件  
被告製品に係る型式 I H V B - 2 2 の検査用照明
- 2 ロ号物件  
被告製品に係る型式 I H V C - 2 1 A の検査用照明
- 3 ハ号物件  
被告製品に係る型式 I H V B - 2 4 I R の検査用照明
- 4 ニ号物件  
被告製品に係る型式 I H V D - 2 2 の検査用照明
- 5 ホ号物件  
被告製品に係る型式 I H V E - 2 1 A の検査用照明
- 6 ヘ号物件  
被告製品に係る型式 I H V D - 2 4 I R の検査用照明

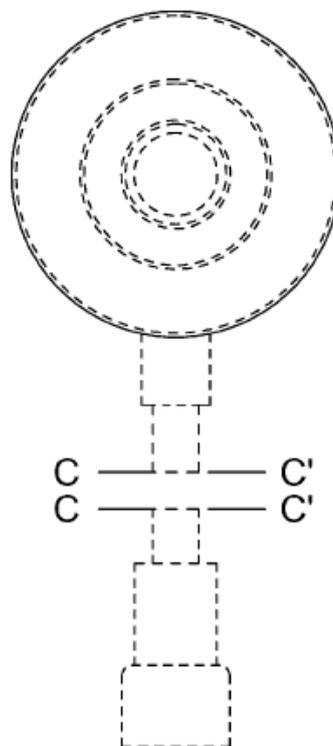
以 上

本件意匠の図面

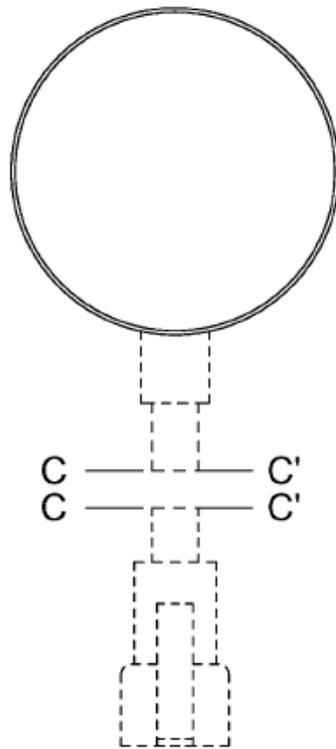
【正面図】



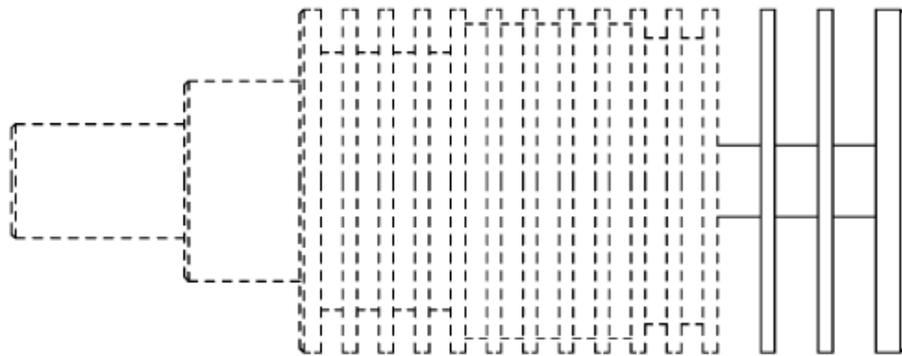
【左側面図】



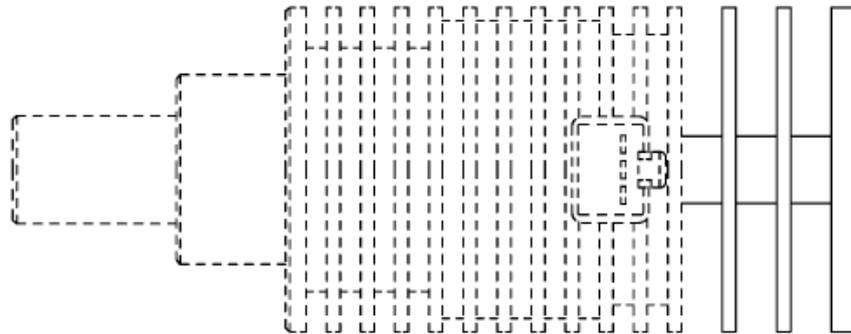
【右側面図】



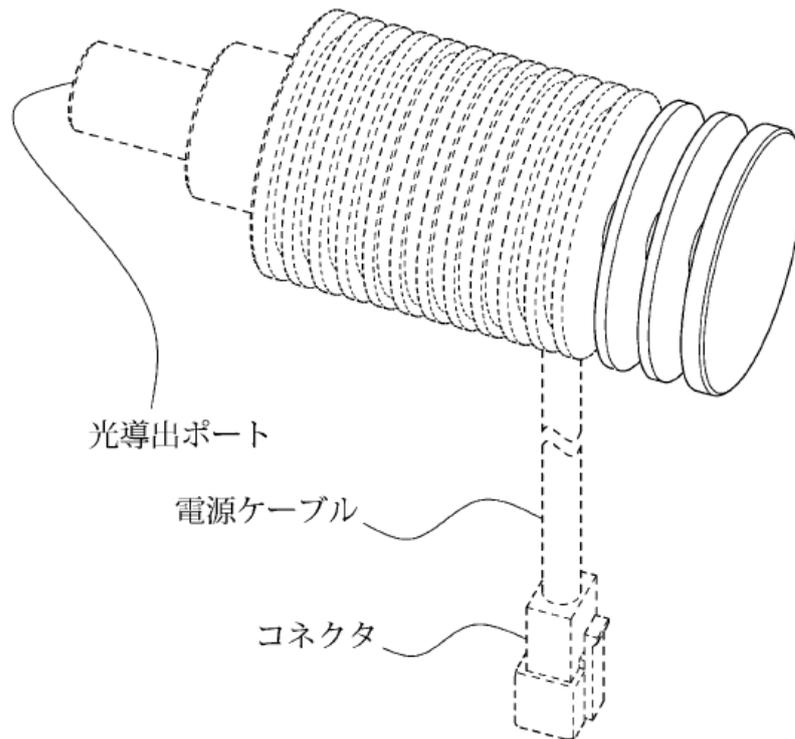
【平面図】



【底面図】



【参考斜視図】

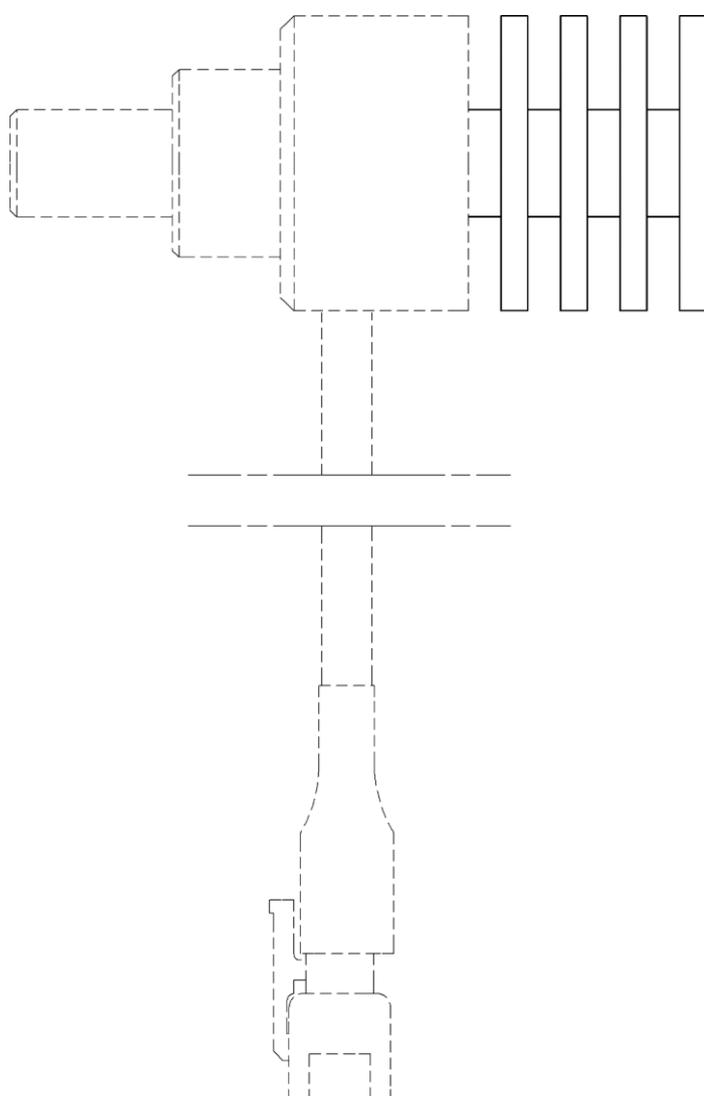


以上

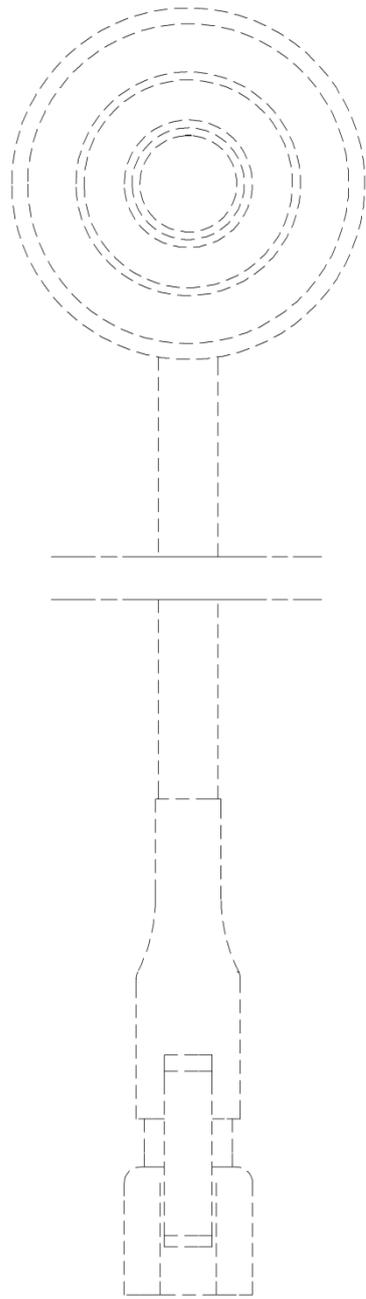
被告製品の図面

〔イ号物件の図面〕

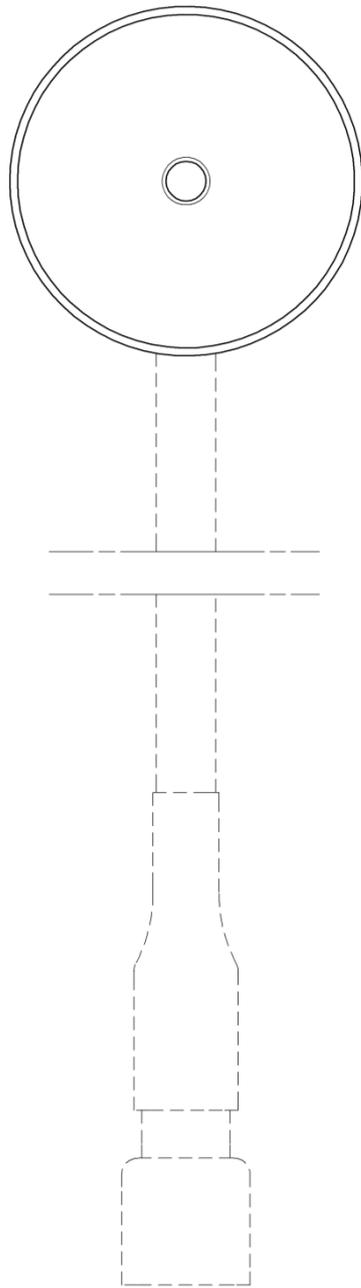
イ号物件の正確な図面は、次のとおりである（実線部分が本件意匠に対応する箇所である。）。なお、背面図及び参考斜視図は省略している。



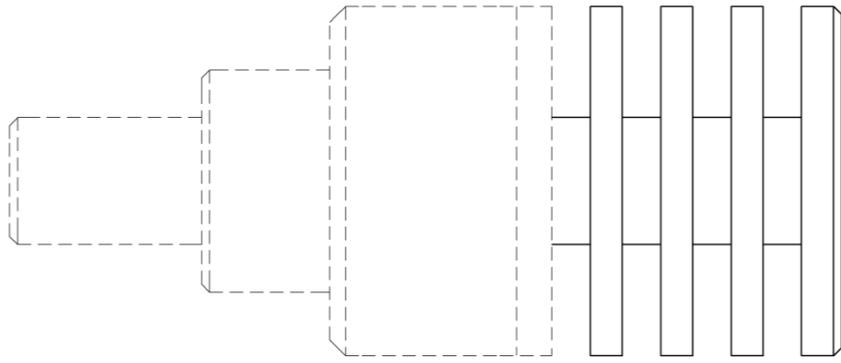
（正面図）



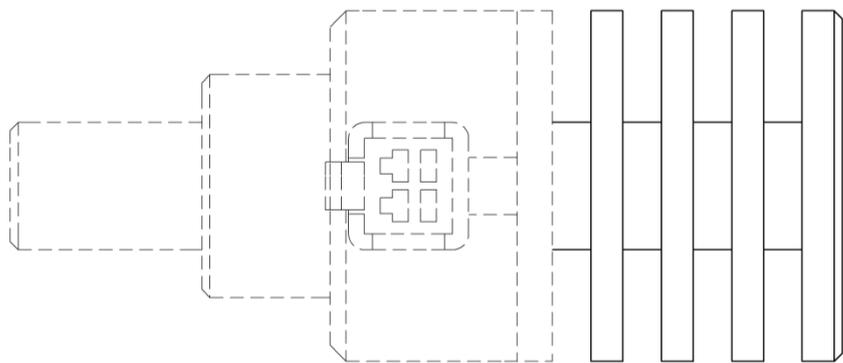
(左側図面)



(右側面図)



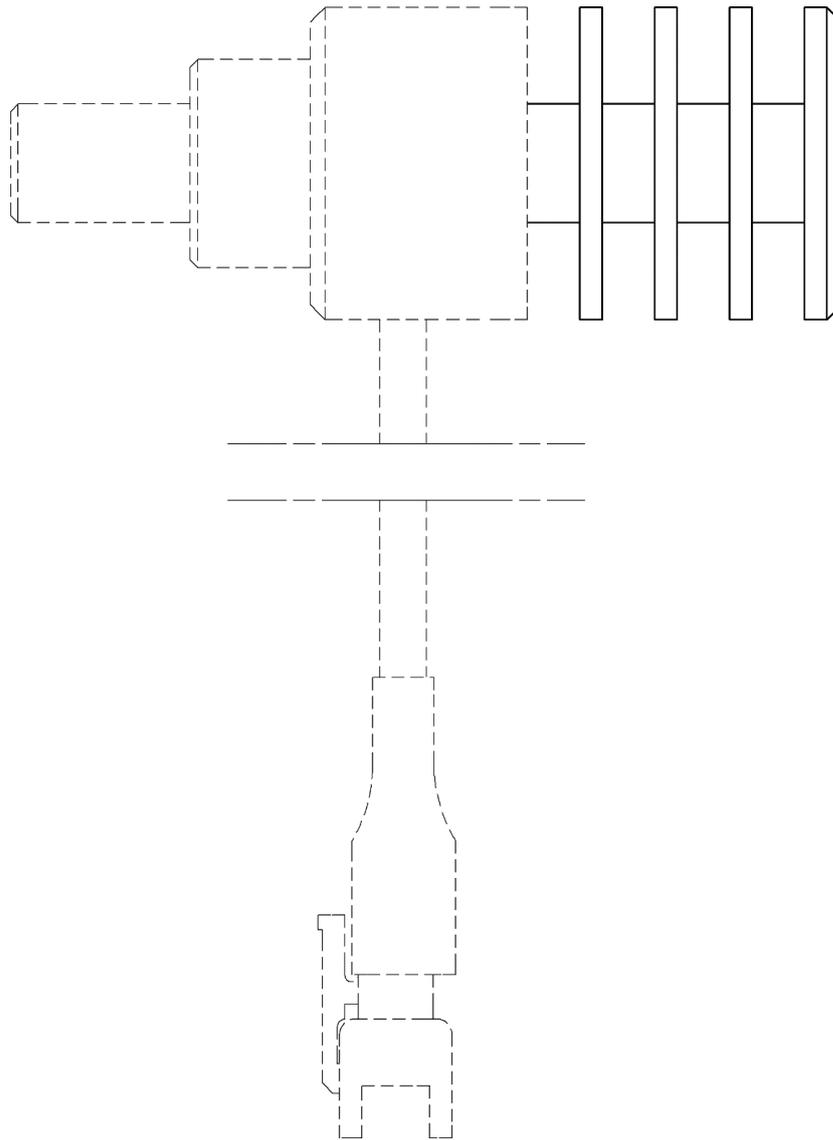
(平面图)



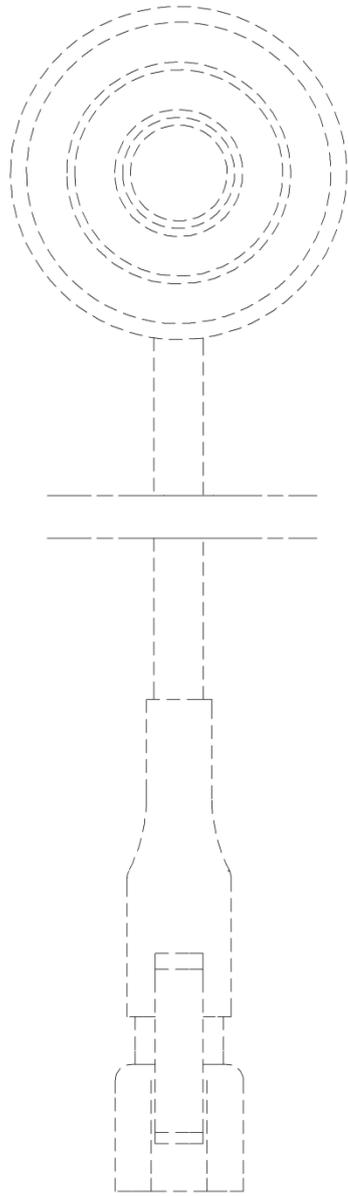
(底面图)

[口号物件の図面]

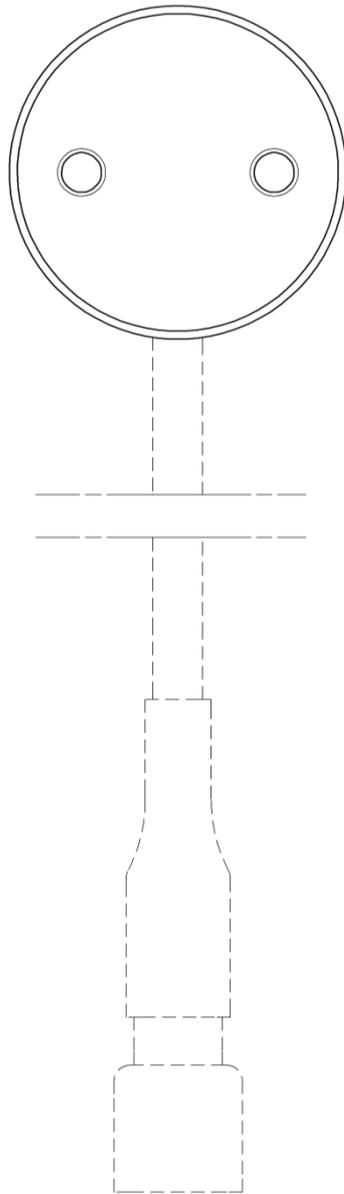
口号物件の正確な図面は、次のとおりである（実線部分が本件意匠に対応する箇所である。）。なお、背面図及び参考斜視図は省略している。



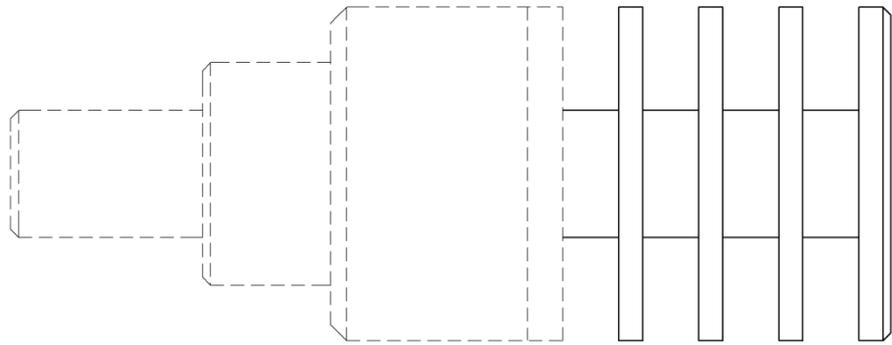
(正面図)



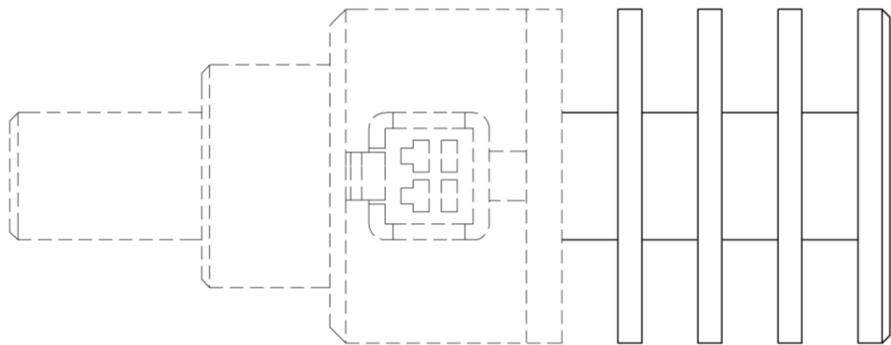
(左側図面)



(右側面図)



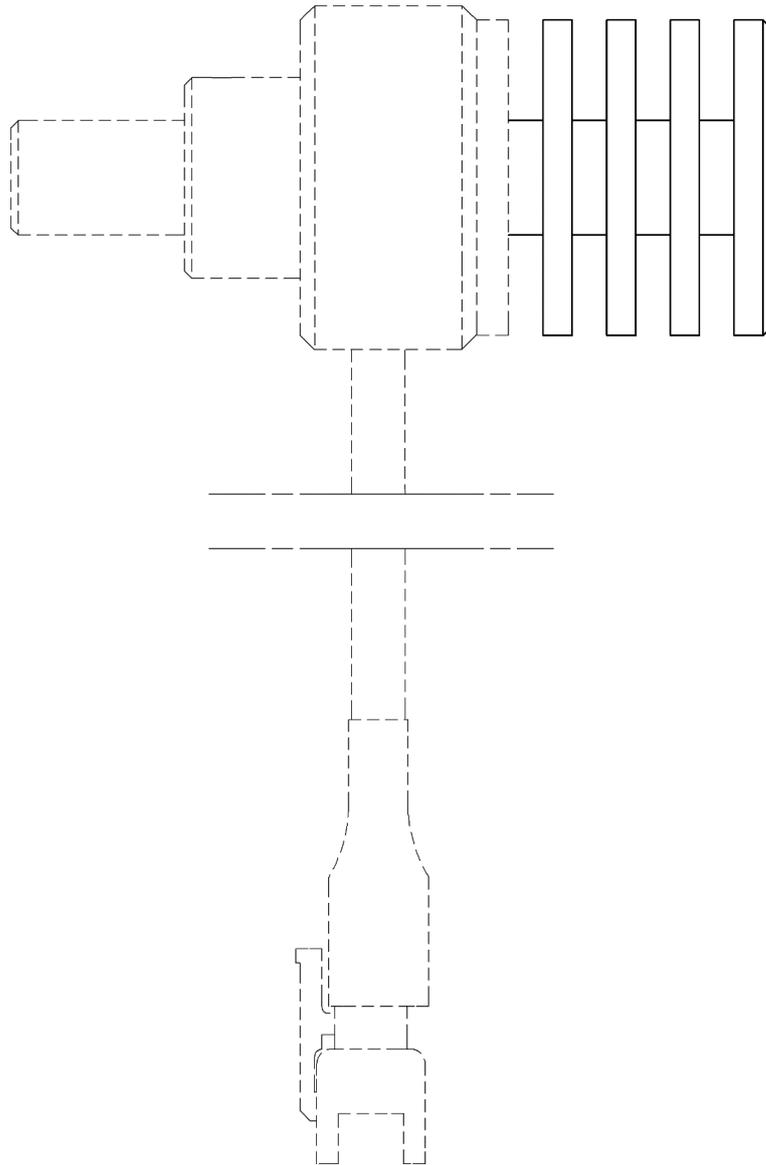
(平面图)



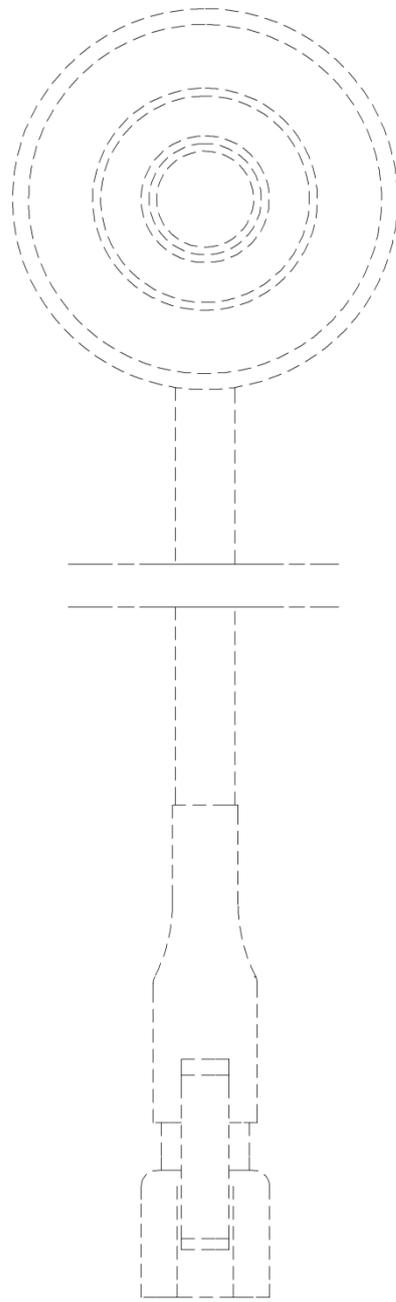
(底面图)

[ハ号物件の図面]

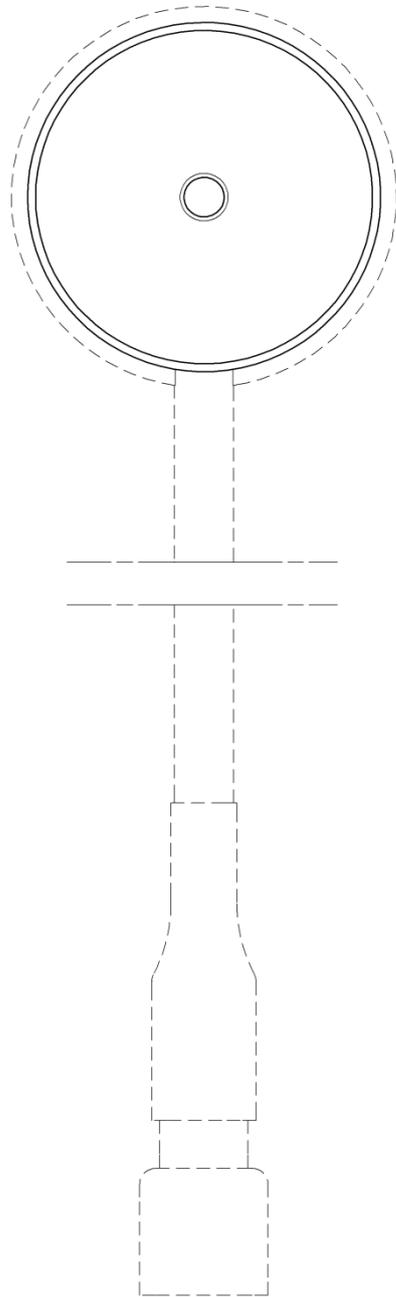
ハ号物件の正確な図面は、次のとおりである（実線部分が本件意匠に対応する箇所である。）。なお、背面図及び参考斜視図は省略している。



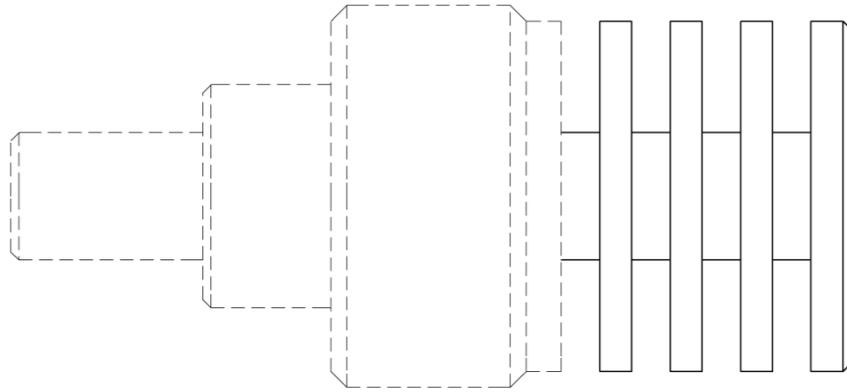
(正面図)



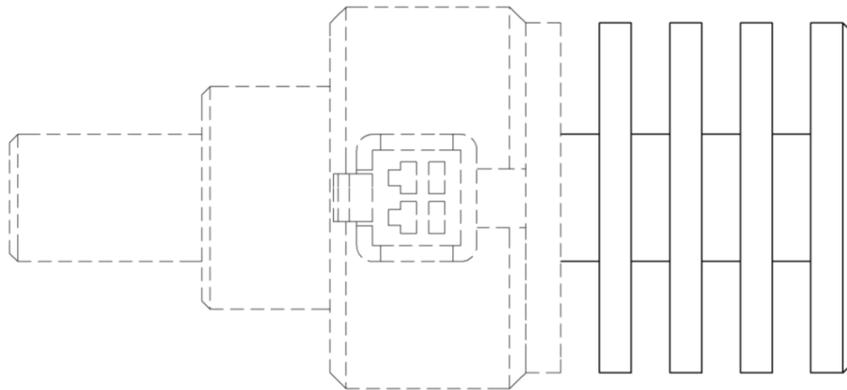
(左側図面)



(右側面図)



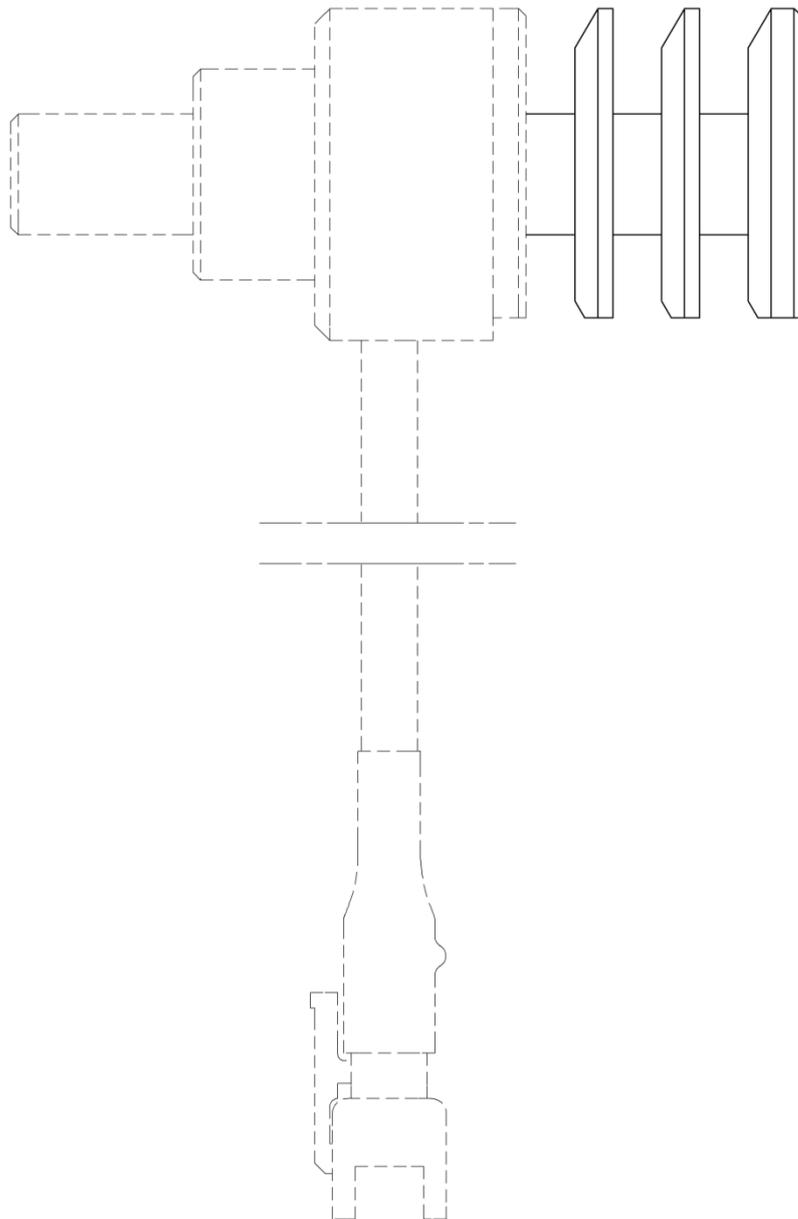
(平面图)



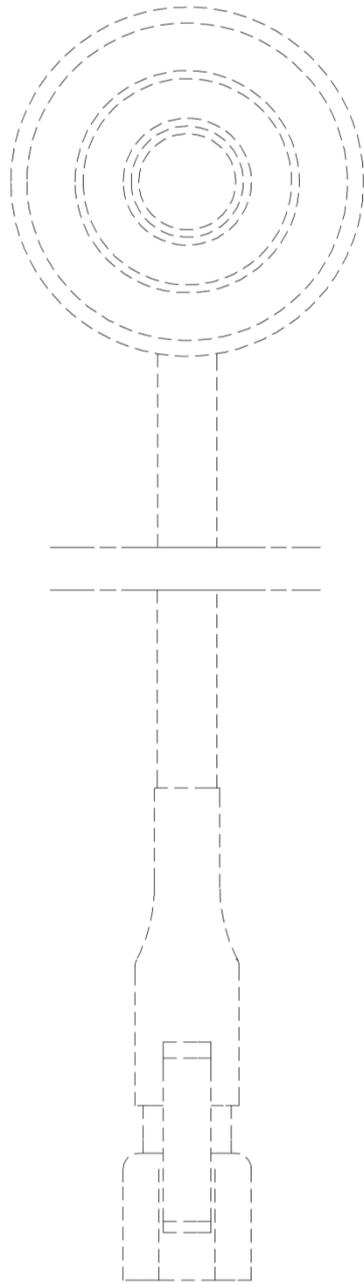
(底面图)

〔二号物件の図面〕

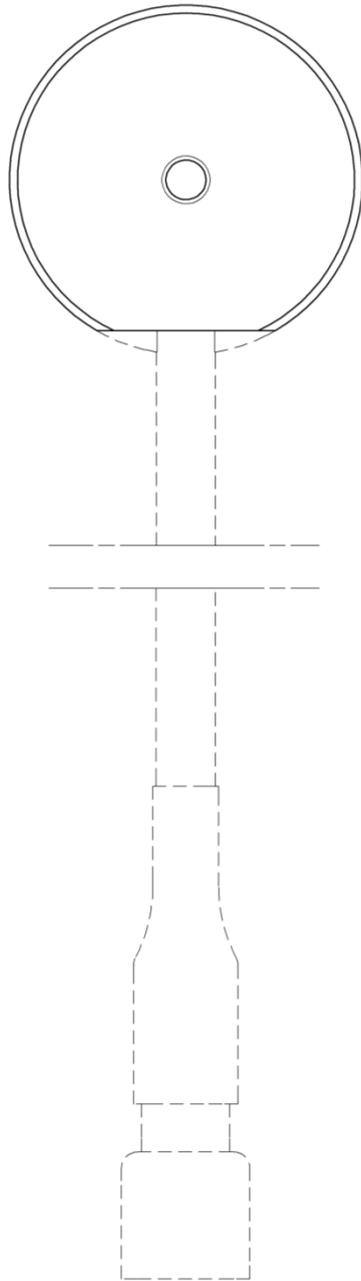
二号物件の正確な図面は、次のとおりである（実線部分が本件意匠に対応する箇所である。）。なお、背面図及び参考斜視図は省略している。



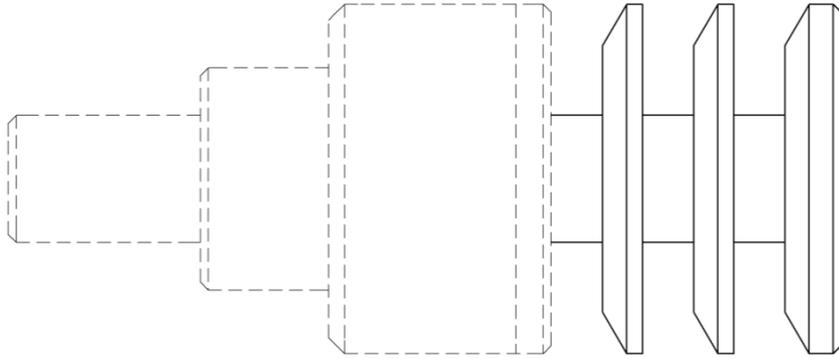
（正面図）



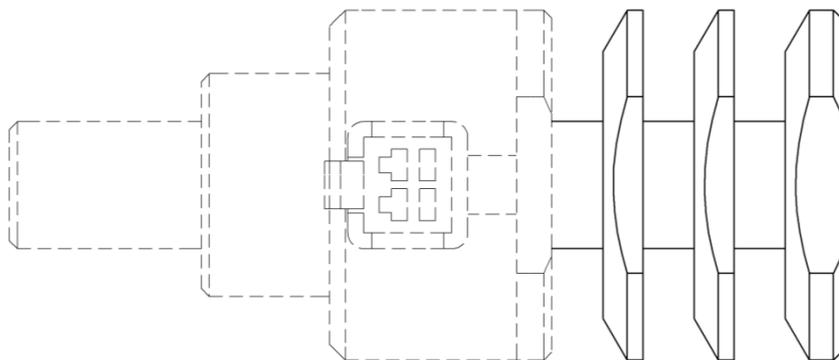
(左側図面)



(右側面図)



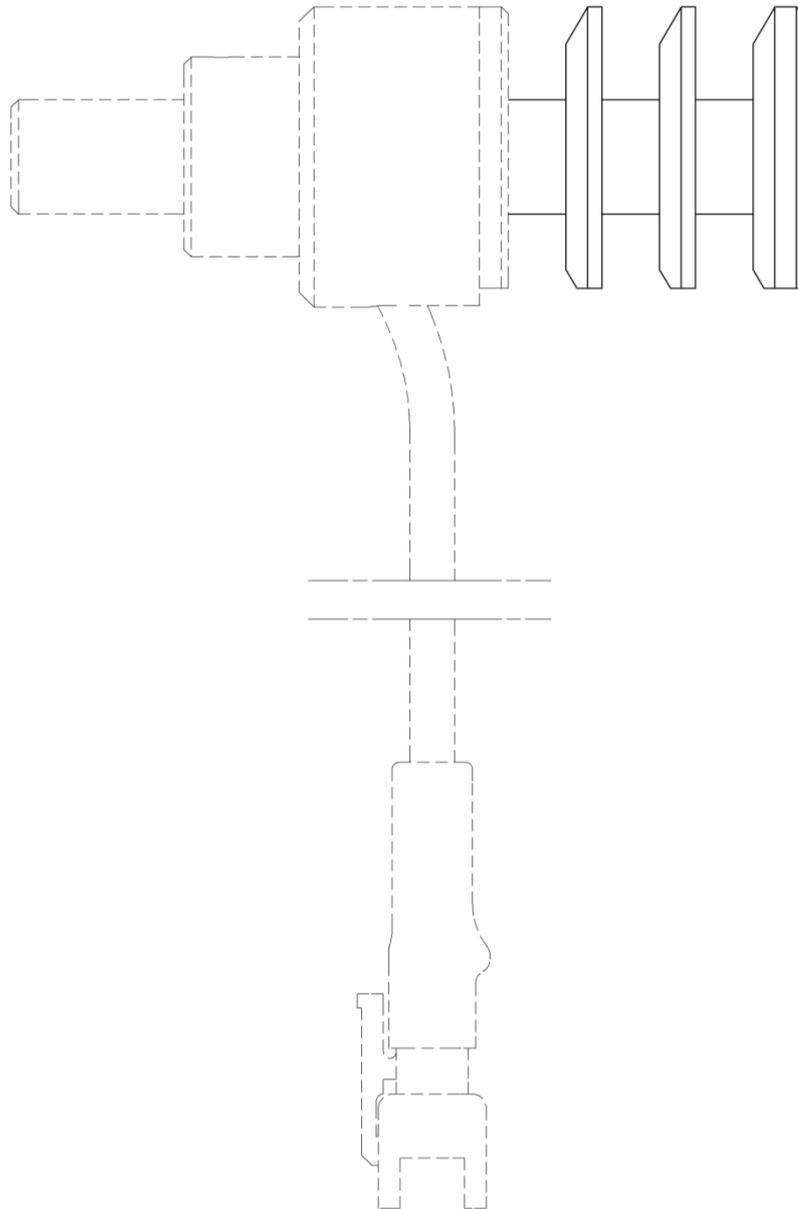
(平面图)



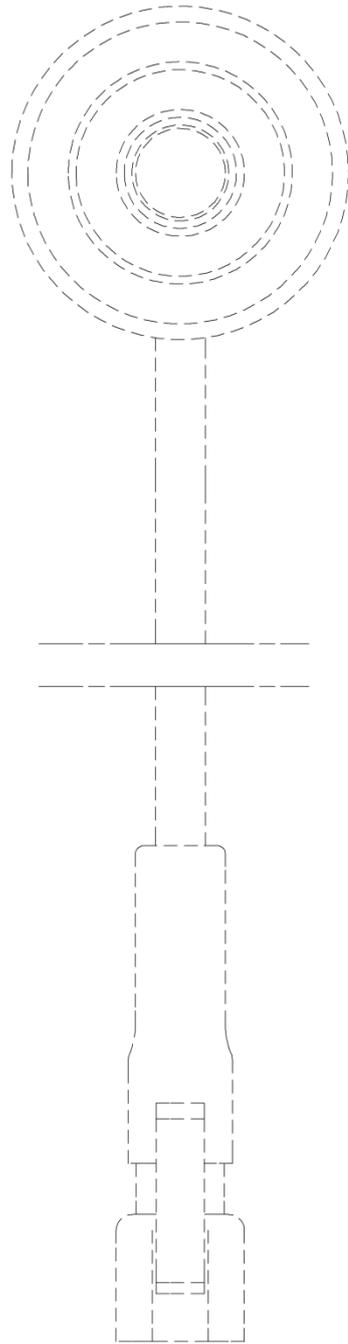
(底面图)

[ホ号物件の図面]

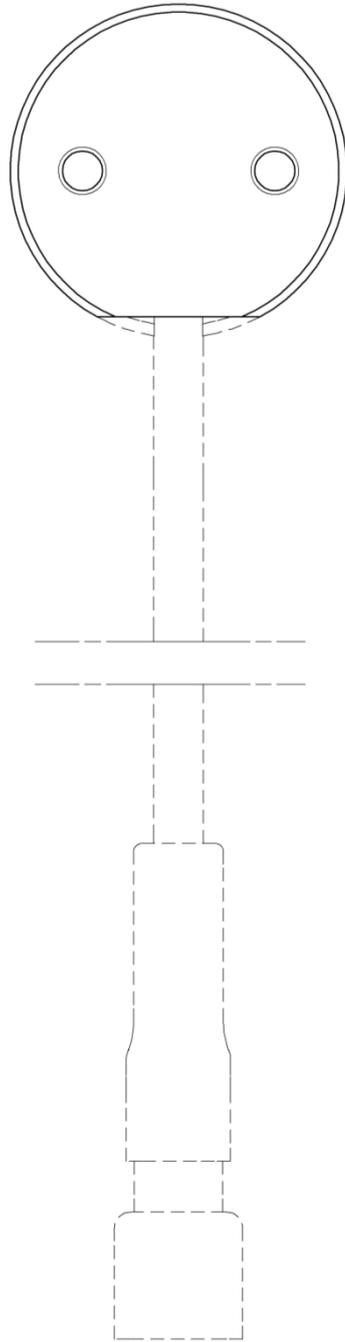
ホ号物件の正確な図面は、次のとおりである（実線部分が本件意匠に対応する箇所である。）。なお、背面図及び参考斜視図は省略している。



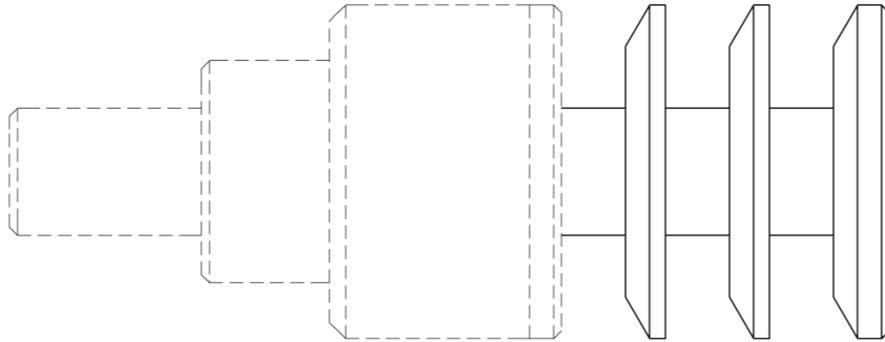
(正面図)



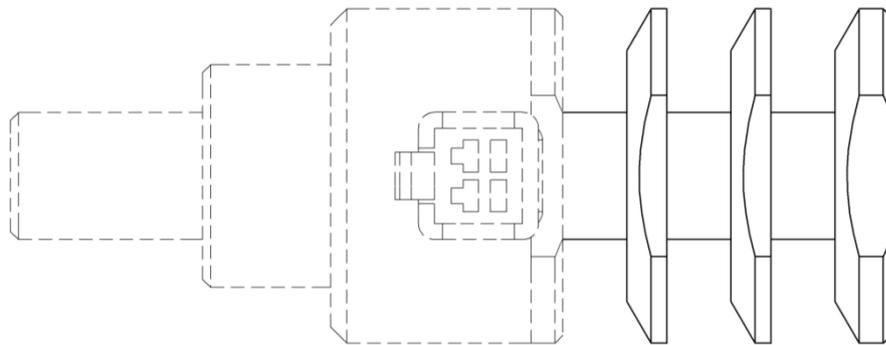
(左側図面)



(右側面図)



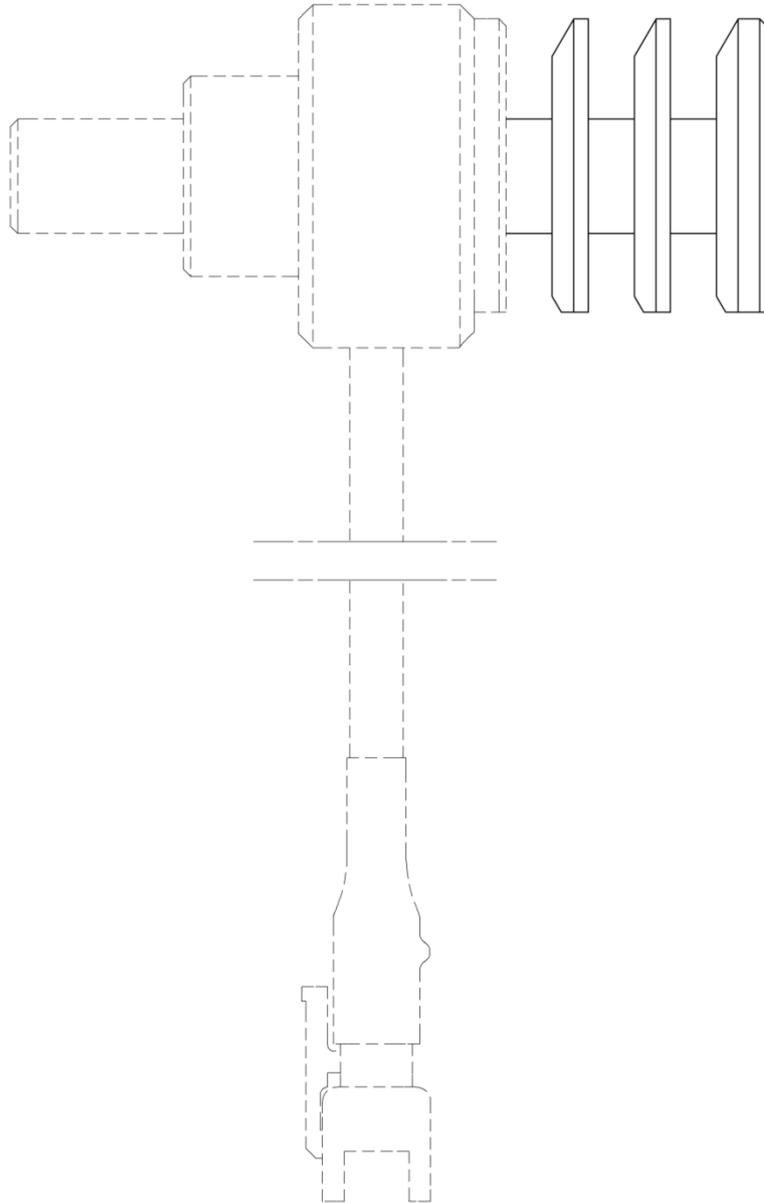
(平面图)



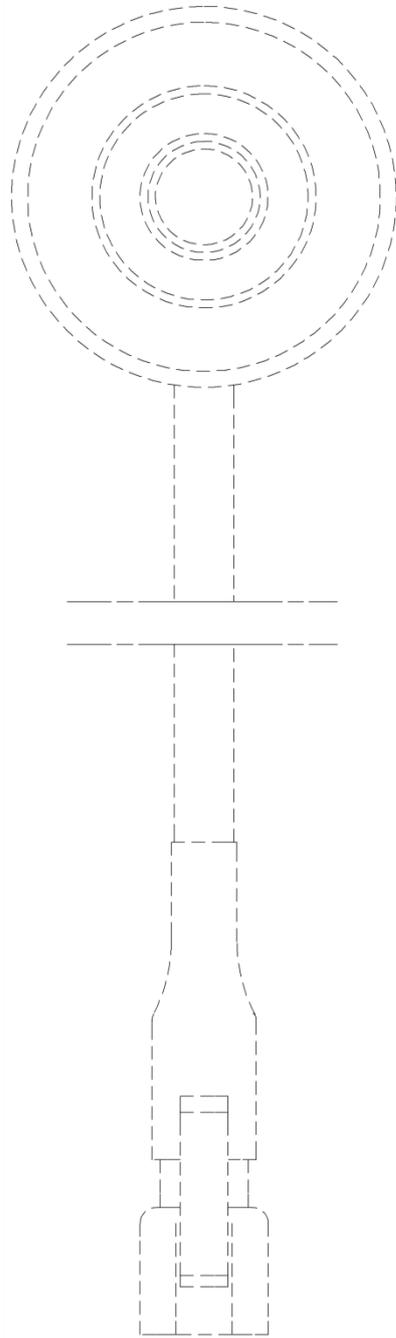
(底面图)

[へ号物件の図面]

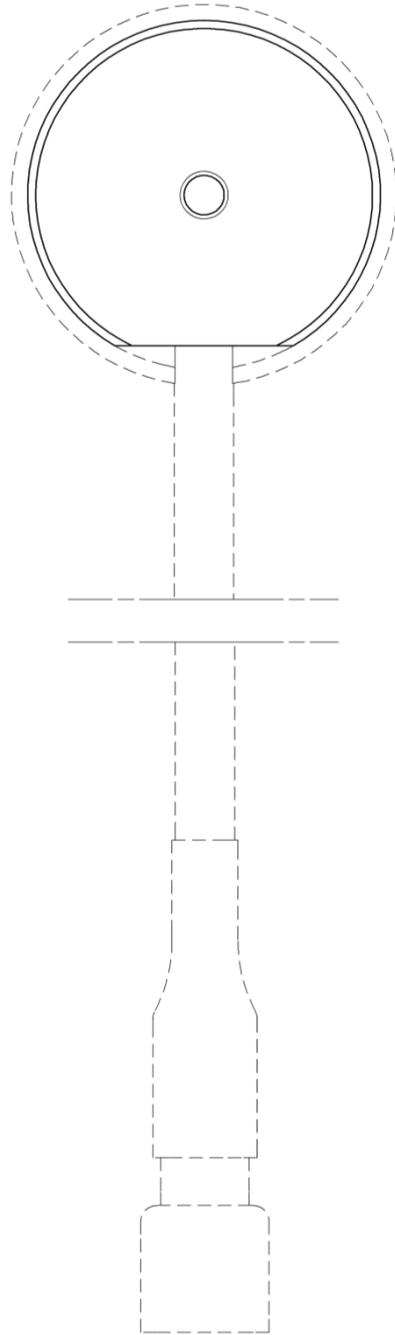
へ号物件の正確な図面は、次のとおりである（実線部分が本件意匠に対応する箇所である。）。なお、背面図及び参考斜視図は省略している。



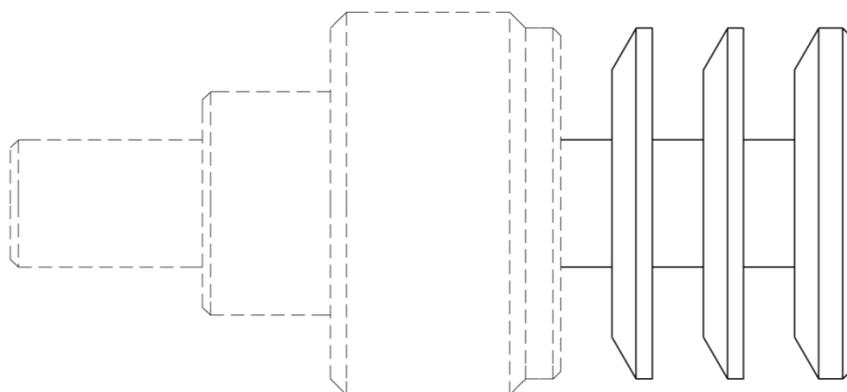
(正面図)



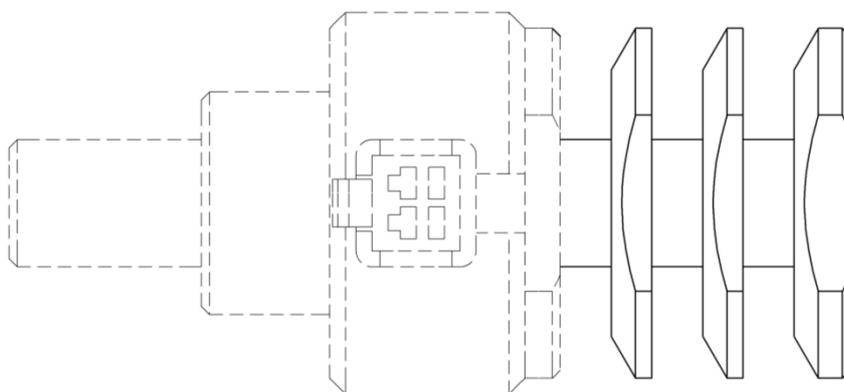
(左側図面)



(右側面図)



(平面图)



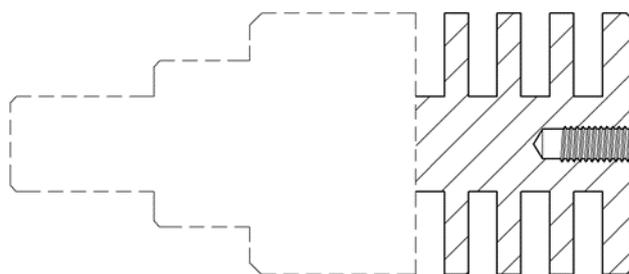
(底面图)

以 上

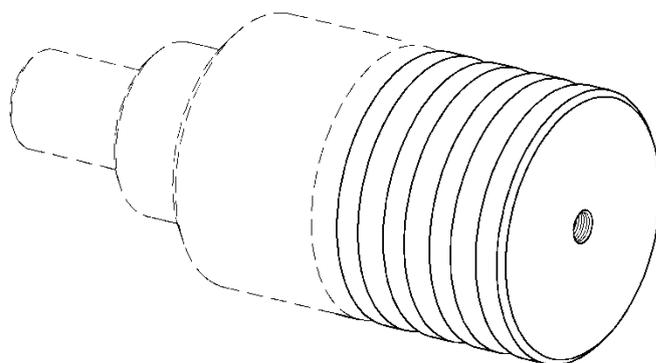
被告製品の後端フィンの後面に設けられたねじ穴に関する意匠（構成態様）

1 イ号物件及びハ号物件

孔部（ネジ穴）を含む断面形状は、次のとおりである。

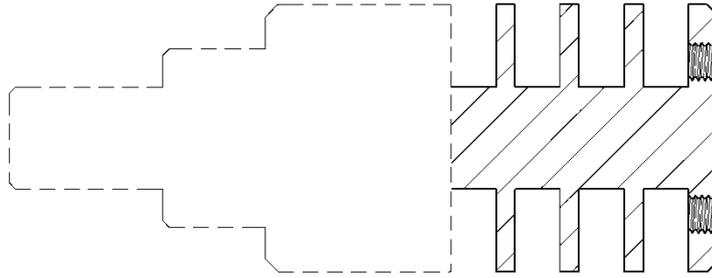


後端部（右側面）からの参考斜視図は、次のとおりである。

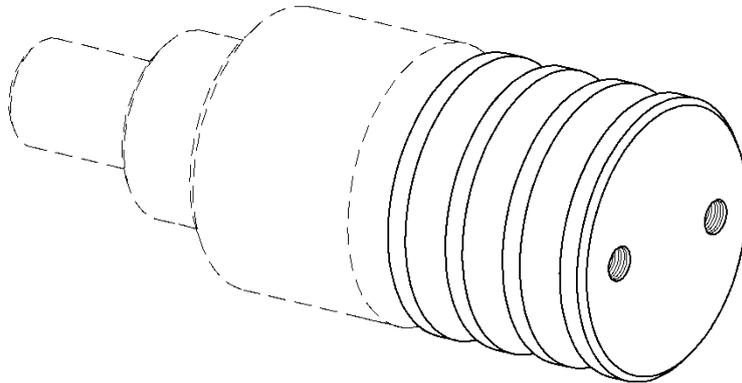


## 2 ロ号物件

孔部（ネジ穴・貫通孔）を含む断面形状（水平にカットした水平断面図：本図は、孔部の形態を明らかにするものであるため、孔部断面を表現するため、製品を真上から見た図としている。）は、次のとおりである。



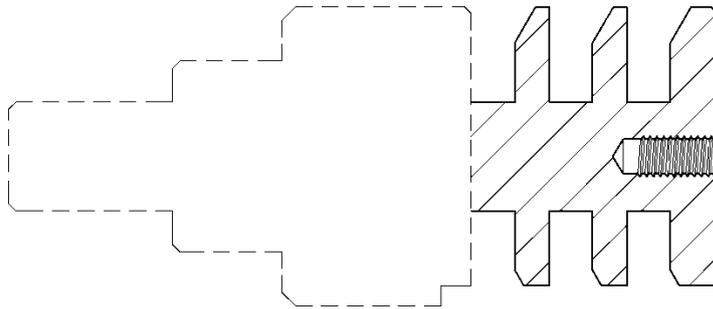
後端部の参考斜視図（横方向の視線）は、次のとおりである。



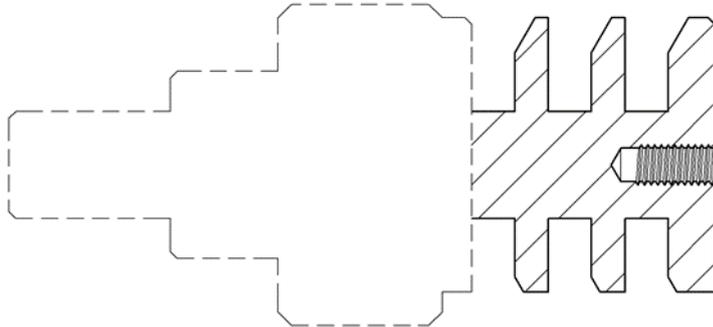
3 二号物件及びへ号物件

孔部（ネジ穴）を含む断面形状は、次のとおりである。いずれも本件意匠に該当する放熱部の意匠は同じである（筐体部分に違いがあるにすぎない。）。

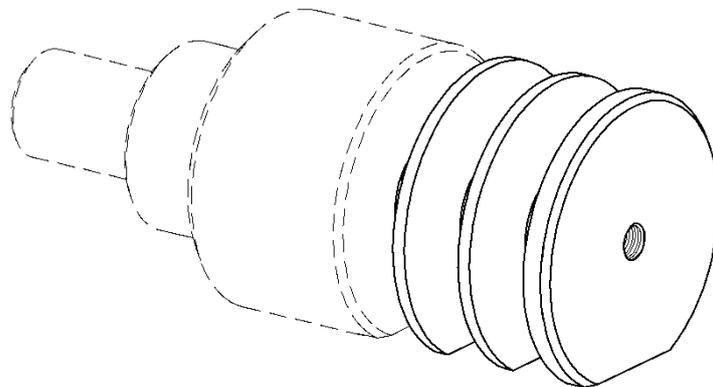
〔二号物件〕



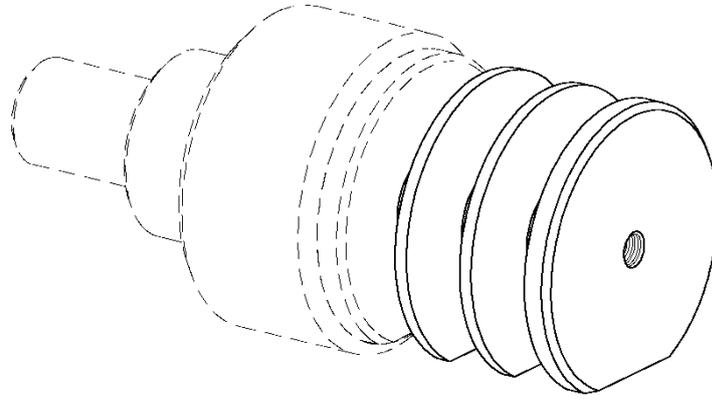
〔へ号物件〕



二号物件の後端部（右側面）からの参考斜視図は、次のとおりである。



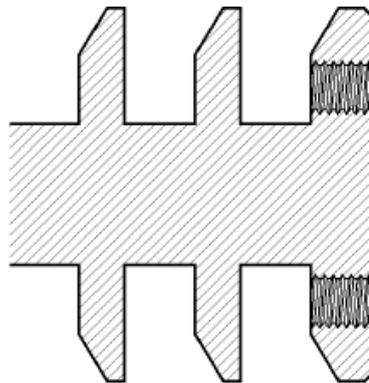
へ号物件の後端部（右側面）からの参考斜視図は、次のとおりである。



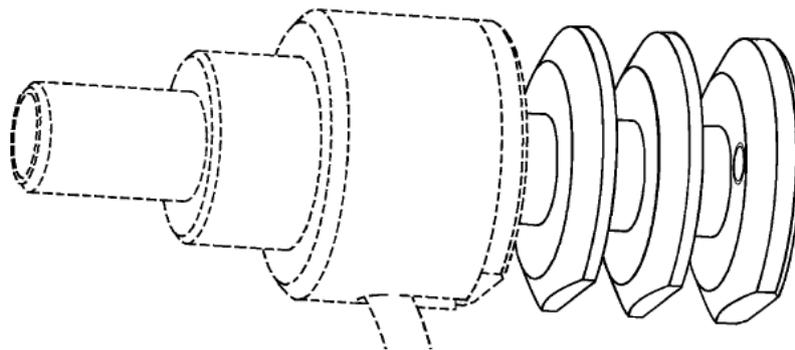
#### 4 ホ号物件

孔部（ネジ穴・貫通孔）を含む断面形状（水平にカットした水平断面図：本図は、孔部の形態を明らかにするものであるため、孔部断面を表現するため、製品を真上から見た図としている。）は、次のとおりである（乙1・意匠公報より）。

#### 【参考断面図】



後端部（右側面）からの参考斜視図は、次のとおりである（乙1・意匠公報より）。



以上

## 原告主張の構成態様

	本件意匠	イ号物件		ロ号物件		ハ号物件		ニ号物件		ホ号物件		ヘ号物件		
基本的 構成態様	A	前端面に発光面(光導出ポート)が設けられたケーシングの後方部材において、	a1	共通	a2	共通	a3	共通	a4	共通	a5	共通	a6	共通
	B	該ケーシングの後端面中心から後方に延伸する支持軸体が設けられており、	b1	共通	b2	共通	b3	共通	b4	共通	b5	共通	b6	共通
	C	該支持軸体の中間部分には、中心軸を合致させ、かつ、互いに間隔をあけて配置された複数枚の同径円盤状をなす中間フィンが設けられており、	c1	共通	c2	共通	c3	共通	c4	共通	c5	共通	c6	共通
	D	該支持軸体の後端部分には、該中間フィンと同径であり、中心軸を合致させた、該中間フィンよりも厚い円盤状をなす1枚の後端フィンが配置されている。	d1	共通	d2	共通	d3	共通	d4	共通	d5	共通	d6	共通
	D'	電源ケーブルの引き出し口は、後方部材を除いた部位に設けられており、該引き出し口は、後方部材には設けられていない。	d'1	共通	d'2	共通	d'3	共通	d'4	共通	d'5	共通	d'6	共通
具体的 構成態様	E	中間フィン及び後端フィンは、互いに略等しい間隔で配置されており、その間隔寸法は、中間フィン及び後端フィンの円弧直径の約18%である。	e1	中間フィン及び後端フィンは、互いに略等しい間隔で配置されており、その間隔寸法は、中間フィン及び後端フィンの円弧直径の20%である。	e2	中間フィン及び後端フィンは、互いに略等しい間隔で配置されており、その間隔寸法は、中間フィン及び後端フィンの円弧直径の約24%である。	e3	中間フィン及び後端フィンは、互いに略等しい間隔で配置されており、その間隔寸法は、中間フィン及び後端フィンの円弧直径の約20%である。	e4	中間フィン及び後端フィンは、互いに略等しい間隔で配置されており、その間隔寸法は、中間フィン及び後端フィンの円弧直径の約28%である。	e5	中間フィン及び後端フィンは、互いに略等しい間隔で配置されており、その間隔寸法は、中間フィン及び後端フィンの円弧直径の約28%である。	e6	中間フィン及び後端フィンは、互いに略等しい間隔で配置されており、その間隔寸法は、中間フィン及び後端フィンの円弧直径の約28%である。
	F	中間フィン及び後端フィンの径は、ケーシングの最大径と略等しい。	f1	中間フィン及び後端フィンの径は、ケーシングの最大径と等しい。	f2	中間フィン及び後端フィンの径は、ケーシングの最大径と等しい。	f3	中間フィン及び後端フィンの径は、ケーシングの最大径の約92%である。	f4	中間フィン及び後端フィンの径は、ケーシングの最大径と等しい。	f5	中間フィン及び後端フィンの径は、ケーシングの最大径と等しい。	f6	中間フィン及び後端フィンの径は、ケーシングの最大径の約92%である。
	G	中間フィンの枚数は2枚である。	g1	中間フィンの枚数は3枚である。	g2	中間フィンの枚数は3枚である。	g3	中間フィンの枚数は3枚である。	g4	中間フィンの枚数は2枚である。	g5	中間フィンの枚数は2枚である。	g6	中間フィンの枚数は2枚である。
	H	中間フィンの厚みは、中間フィン及び後端フィンの円弧直径の約5%であるとともに、後端フィンは、中間フィンに比べて約2倍の厚みとなっている。	h1	中間フィンの厚みは、中間フィン及び後端フィンの円弧直径の約9%であるとともに、後端フィンは、中間フィンに比べて約1.3倍の厚みとなっている。	h2	中間フィンの厚みは、中間フィン及び後端フィンの円弧直径の約7%であるとともに、後端フィンは、中間フィンに比べて約1.7倍の厚みとなっている。	h3	中間フィンの厚みは、中間フィン及び後端フィンの円弧直径の約9%であるとともに、後端フィンは、中間フィンに比べて約1.3倍の厚みとなっている。	h4	中間フィンの厚みは、中間フィン及び後端フィンの円弧直径の約12%であるとともに、後端フィンは、中間フィンに比べて約1.4倍の厚みとなっている。	h5	中間フィンの厚みは、中間フィン及び後端フィンの円弧直径の約12%であるとともに、後端フィンは、中間フィンに比べて約1.4倍の厚みとなっている。	h6	中間フィンの厚みは、中間フィン及び後端フィンの円弧直径の約12%であるとともに、後端フィンは、中間フィンに比べて約1.4倍の厚みとなっている。
	I	後端フィンは、その後端面の縁に面取りが施してある。	i1	後端フィンは、その後端面の縁に面取りが施してある。	i2	後端フィンは、その後端面の縁に面取りが施してある。	i3	後端フィンは、その後端面の縁に面取りが施してある。	i4	後端フィンは、その後端面の縁に面取りが施してある。	i5	後端フィンは、その後端面の縁に面取りが施してある。	i6	後端フィンは、その後端面の縁に面取りが施してある。
	J	支持軸体は同一径であり、その径はフィンの約1/5である。	j1	支持軸体は同一径であり、その径はフィンの約1/3である。	j2	支持軸体は同一径であり、その径はフィンの約1/3である。	j3	支持軸体は同一径であり、その径はフィンの約36.4%である。	j4	支持軸体は同一径であり、その径はフィンの約1/3である。	j5	支持軸体は同一径であり、その径はフィンの約1/3である。	j6	支持軸体は同一径であり、その径はフィンの約1/3である。
									k4	中間フィン及び後端フィンは、前端面の縁に面取りが施してある。	k5	中間フィン及び後端フィンは、前端面の縁に面取りが施してある。	k6	中間フィン及び後端フィンは、前端面の縁に面取りが施してある。
									l4	中間フィン及び後端フィンの外周面には、約60°の範囲に亘って円弧の一部を直線状に切り取ったフラット面が設けてある。	l5	中間フィン及び後端フィンの外周面には、約60°の範囲に亘って円弧の一部を直線状に切り取ったフラット面が設けてある。	l6	中間フィン及び後端フィンの外周面には、約60°の範囲に亘って円弧の一部を直線状に切り取ったフラット面が設けてある。
			m1	後端フィンには中心に、ねじ穴が設けてある。	m2	後端フィンには2箇所、ねじ穴が設けてある。	m3	後端フィンには中心に、ねじ穴が設けてある。	m4	後端フィンには中心に、ねじ穴が設けてある。	m5	後端フィンには2箇所、ねじ穴が設けてある。	m6	後端フィンには中心に、ねじ穴が設けてある。

被告主張の構成態様

	本件意匠	旧 型			新 型			
		イ号物件	ロ号物件	ハ号物件	ニ号物件	ホ号物件	ヘ号物件	
基本的 構成態様	正面図							
	右側面図							
	I	前端面に発光面(光導出ポート)が設けられた検査用照明器具の後方部分に放熱部(部分意匠)が設けられている。	i イ 共通	i ロ 共通	i ハ 共通	i ニ 共通	i ホ 共通	i ヘ 共通
	II	該放熱部には、後方に延伸する支持軸体が設けられている。	ii イ 共通	ii ロ 共通	ii ハ 共通	ii ニ 共通	ii ホ 共通	ii ヘ 共通
III	該支持軸体には、互いに等しい間隔をあけて配置された前面形状が同一の複数枚のフィンが設けられている。	iii イ 共通	iii ロ 共通	iii ハ 共通	iii ニ 共通	iii ホ 共通	iii ヘ 共通	
IV	該複数枚のフィンのうち終端のフィンは、他のフィンよりも厚い。	iv イ 共通	iv ロ 共通	iv ハ 共通	iv ニ 共通	iv ホ 共通	iv ヘ 共通	
具体的 構成態様	V	複数枚のフィンの間隔は、フィンにおける直径の約12.5%である。	v イ 共通	v ロ 共通	v ハ 共通	v ニ 共通	v ホ 共通	v ヘ 共通
	VI	フィンの枚数は計3枚であり、そのうち、終端のフィンが1枚、他のフィンが2枚である。	vi イ 共通	vi ロ 共通	vi ハ 共通	vi ニ 共通	vi ホ 共通	vi ヘ 共通
	VII	複数枚のフィンのうち、他のフィンの厚みは、フィンの直径の約4.2%であるとともに、終端のフィンは、他のフィンに比べて約2倍の厚みである。	vii イ 共通	vii ロ 共通	vii ハ 共通	vii ニ 共通	vii ホ 共通	vii ヘ 共通
	VIII	複数枚のフィンのうち、終端のフィンは、後面の縁の全てに面取り(厚みの約10.0%)が施してある。	viii イ 共通	viii ロ 共通	viii ハ 共通	viii ニ 共通	viii ホ 共通	viii ヘ 共通

	本件意匠		旧 型						新 型					
			イ号物件		ロ号物件		ハ号物件		ニ号物件		ホ号物件		ヘ号物件	
具体的 構成態様	IX	支持軸体は同一径で後方に延伸し、その直径は、フィンの約20.8%である。	ixイ	支持軸体は同一径で後方に延伸し、その直径は、フィンの約36.4%である。	ixロ	支持軸体は同一径で後方に延伸し、その直径は、フィンの約38.1%である。	ixハ	支持軸体は同一径で後方に延伸し、その直径は、フィンの約36.4%である。	ixニ	支持軸体は同一径で後方に延伸し、その直径は、フィンにおける支持軸体直交方向の最長長さの約36.4%、最短長さの約39.0%である。	ixホ	支持軸体は同一径で後方に延伸し、その直径は、フィンにおける支持軸体直交方向の最長長さの約38.1%、最短長さの約40.6%である。	ixヘ	支持軸体は同一径で後方に延伸し、その直径は、フィンにおける支持軸体直交方向の最長長さの約36.4%、最短長さの約39.0%である。
	X	全てのフィンには、前面の縁にテーパが設けられていない。	xイ	全てのフィンには、前面の縁にテーパが設けられていない。	xロ	全てのフィンには、前面の縁にテーパが設けられていない。	xハ	全てのフィンには、前面の縁にテーパが設けられていない。	xニ	全てのフィンには、前面の縁にテーパ(終端のフィンの厚みの約42.9%、他のフィンの厚みの約60.0%)が設けられている。	xホ	全てのフィンには、前面の縁にテーパ(終端のフィンの厚みの約42.9%、他のフィンの厚みの約60.0%)が設けられている。	xヘ	全てのフィンには、前面の縁にテーパ(終端のフィンの厚みの約42.9%、他のフィンの厚みの約60.0%)が設けられている。
	XI	全てのフィンの外周面は円柱側面である。	xiイ	全てのフィンの外周面は円柱側面である。	xiロ	全てのフィンの外周面は円柱側面である。	xiハ	全てのフィンの外周面は円柱側面である。	xiニ	全てのフィンの外周面はフラット面と円弧面を有しており、円弧面の中心から約300°の範囲が円弧面である。	xiホ	全てのフィンの外周面はフラット面と円弧面を有しており、円弧面の中心から約300°の範囲が円弧面である。	xiヘ	全てのフィンの外周面はフラット面と円弧面を有しており、円弧面の中心から約300°の範囲が円弧面である。
	XII	終端のフィンの後面には、ねじ穴が設けられていない。	xiiイ	終端のフィンの後面には、ねじ穴(直径約3mm、深さ約6mm)が中心部に1箇所設けてある。	xiiロ	終端のフィンの後面には、ねじ穴(直径約3mmの貫通孔)が左右対称の位置になるように2箇所設けてある。	xiiハ	終端のフィンの後面には、ねじ穴(直径約3mm、深さ約6mm)が中心部に1箇所設けてある。	xiiニ	終端のフィンの後面には、ねじ穴(直径約3mm、深さ約6mm)が支持軸体直交方向の最長長さの中心部に1箇所設けてある。	xiiホ	終端のフィンの後面には、ねじ穴(直径約3mmの貫通孔)がフラット面に平行に左右対称の位置になるように2箇所設けてある。	xiiヘ	終端のフィンの後面には、ねじ穴(直径約3mm、深さ約6mm)が支持軸体直交方向の最長長さの中心部に1箇所設けてある。

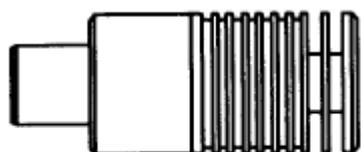
## 裁判所認定の構成態様

	本件意匠	イ号物件		ロ号物件		ハ号物件		ニ号物件		ホ号物件		ヘ号物件		
基本的 構成態様	A	前端面に発光部のある検査用照明器具に設けられた後方部材(放熱部)である。	a1	共通	a2	共通	a3	共通	a4	共通	a5	共通	a6	共通
	B	該後方部材の中心には、検査用照明器具の前方部材の後端面より後方に延伸する支持軸体が設けられている。	b1	共通	b2	共通	b3	共通	b4	共通	b5	共通	b6	共通
	C	該支持軸体の中間及び後端には、薄い円柱状の、該支持軸体よりも径の大きいフィンが複数枚、間隔を空けて設けられている。	c1	共通	c2	共通	c3	共通	c4	共通	c5	共通	c6	共通
	D	該複数枚のフィンのうち、該支持軸体の後端に設けられたフィン(以下「後端フィン」という。)は、該支持軸体の中間に設けられたフィン(以下「中間フィン」という。)よりも厚くなっている。	d1	共通	d2	共通	d3	共通	d4	共通	d5	共通	d6	共通
具体的 構成態様	E	中間フィン及び後端フィンは、中心軸を合致させ、かつ、互いに等しい間隔で設置されており、その間隔寸法は、フィンの直径の約12.5%である。なお、この「間隔寸法」の意義は被告主張のとおりである。	e1	間隔寸法はフィンの直径の約10.9%であるが、その余は共通	e2	間隔寸法はフィンの直径の約16.7%であるが、その余は共通	e3	間隔寸法はフィンの直径の約10.9%であるが、その余は共通	e4	間隔寸法は、フィンにおける支持軸体直交方向の最長長さの約14.5%、最短長さの約15.6%であるが、その余は共通	e5	間隔寸法は、フィンにおける支持軸体直交方向の最長長さの約19.0%、最短長さの約20.3%であるが、その余は共通	e6	間隔寸法は、フィンにおける支持軸体直交方向の最長長さの約14.5%、最短長さの約15.6%であるが、その余は共通
	F	後端フィン及び中間フィンの外径は、該前方部材の最大径と略等しい。	f1	共通	f2	共通	f3	共通	f4	共通	f5	共通	f6	共通
	G	中間フィンの枚数は2枚である。	g1	中間フィンの枚数は3枚である。	g2	中間フィンの枚数は3枚である。	g3	中間フィンの枚数は3枚である。	g4	共通	g5	共通	g6	共通
	H	中間フィンの厚みは、フィンの直径の約4.2%であり、後端フィンは、中間フィンに比べて約2倍の厚みである。	h1	中間フィンの厚みは、フィンの直径の約9.1%であり、後端フィンは、中間フィンに比べて約1.3倍の厚みである。	h2	中間フィンの厚みは、フィンの直径の約7.1%であり、後端フィンは、中間フィンに比べて約1.3倍の厚みである。	h3	中間フィンの厚みは、フィンの直径の約9.1%であり、後端フィンは、中間フィンに比べて約1.3倍の厚みである。	h4	中間フィンの厚みは、フィンにおける支持軸体直交方向の最長長さの約11.4%、最短長さの約12.2%であり、後端フィンは、中間フィンに比べて約1.4倍の厚みである。	h5	中間フィンの厚みは、フィンにおける支持軸体直交方向の最長長さの約11.9%、最短長さの約12.7%であり、後端フィンは、中間フィンに比べて約1.4倍の厚みである。	h6	中間フィンの厚みは、フィンにおける支持軸体直交方向の最長長さの約11.4%、最短長さの約12.2%であり、後端フィンは、中間フィンに比べて約1.4倍の厚みである。
	I	後端フィンの後面(後端面)の縁の全てに面取り(厚みの約10.0%)が施してある。	i1	面取りの厚みは約20.0%であるが、その余は共通	i2	面取りの厚みは約25.0%であるが、その余は共通	i3	面取りの厚みは約20.0%であるが、その余は共通	i4	後端フィンの後面の縁の一部に面取り(厚みの約14.3%)が施してあり、一部は面取りを施していない。	i5	後端フィンの後面の縁の一部に面取り(厚みの約14.3%)が施してあり、一部は面取りを施していない。	i6	後端フィンの後面の縁の一部に面取り(厚みの約14.3%)が施してあり、一部は面取りを施していない。
	J	支持軸体は円柱状で、同一径であり、その直径はフィンの約20.8%である。	j1	支持軸体の直径は約36.4%であるが、その余は共通	j2	支持軸体の直径は約38.1%であるが、その余は共通	j3	支持軸体の直径は約36.4%であるが、その余は共通	j4	支持軸体の直径は、フィンにおける支持軸体直交方向の最長長さの約36.4%、最短長さの約39.0%であるが、その余は共通	j5	支持軸体の直径は、フィンにおける支持軸体直交方向の最長長さの約38.1%、最短長さの約40.6%であるが、その余は共通	j6	支持軸体の直径は、フィンにおける支持軸体直交方向の最長長さの約36.4%、最短長さの約39.0%であるが、その余は共通
	K	中間フィン及び後端フィンの前面の縁は、正面視した場合、直角である(テーパが設けられていない)。	k1	共通	k2	共通	k3	共通	k4	中間フィン及び後端フィンの前面の縁にテーパ(後端フィンの厚みの約42.9%、中間フィンの厚みの約60.0%)が設けられている。	k5	中間フィン及び後端フィンの前面の縁にテーパ(後端フィンの厚みの約42.9%、中間フィンの厚みの約60.0%)が設けられている。	k6	中間フィン及び後端フィンの前面の縁にテーパ(後端フィンの厚みの約42.9%、中間フィンの厚みの約60.0%)が設けられている。
	L	中間フィン及び後端フィンの外周面は、円柱側面である。	l1	共通	l2	共通	l3	共通	l4	中間フィン及び後端フィンの外周面には、約60°の範囲に亘って円弧の一部を直線状に切り取ったフラット面が設けてある。	l5	中間フィン及び後端フィンの外周面には、約60°の範囲に亘って円弧の一部を直線状に切り取ったフラット面が設けてある。	l6	中間フィン及び後端フィンの外周面には、約60°の範囲に亘って円弧の一部を直線状に切り取ったフラット面が設けてある。

	本件意匠		イ号物件		ロ号物件		ハ号物件		ニ号物件		ホ号物件		ヘ号物件	
具体的 構成態様	M	後端フィン及び中間フィンの各面は、支持軸体の通過部分以外には、貫通孔がなく、平滑である。	m1	後端フィンの後面には、ねじ穴(直径約3mm、深さ約6mm)が中心部に1箇所設けてあるが、その余は共通	m2	後端フィンには、ねじ穴(直径約3mmの貫通孔)が左右対称の位置になるように2箇所設けてあるが、その余は共通	m3	後端フィンの後面には、ねじ穴(直径約3mm、深さ約6mm)が中心部に1箇所設けてあるが、その余は共通	m4	後端フィンの後面には、ねじ穴(直径約3mm、深さ約6mm)が支持軸体直交方向の最長長さの中心部に1箇所設けてあるが、その余は共通	m5	後端フィンには、ねじ穴(直径約3mmの貫通孔)がフラット面に平行に左右対称の位置になるように2箇所設けてあるが、その余は共通	m6	後端フィンの後面には、ねじ穴(直径約3mm、深さ約6mm)が支持軸体直交方向の最長長さの中心部に1箇所設けてあるが、その余は共通

乙 1 2 意匠の図面

【正面図】



【左側面図】



【右側面図】



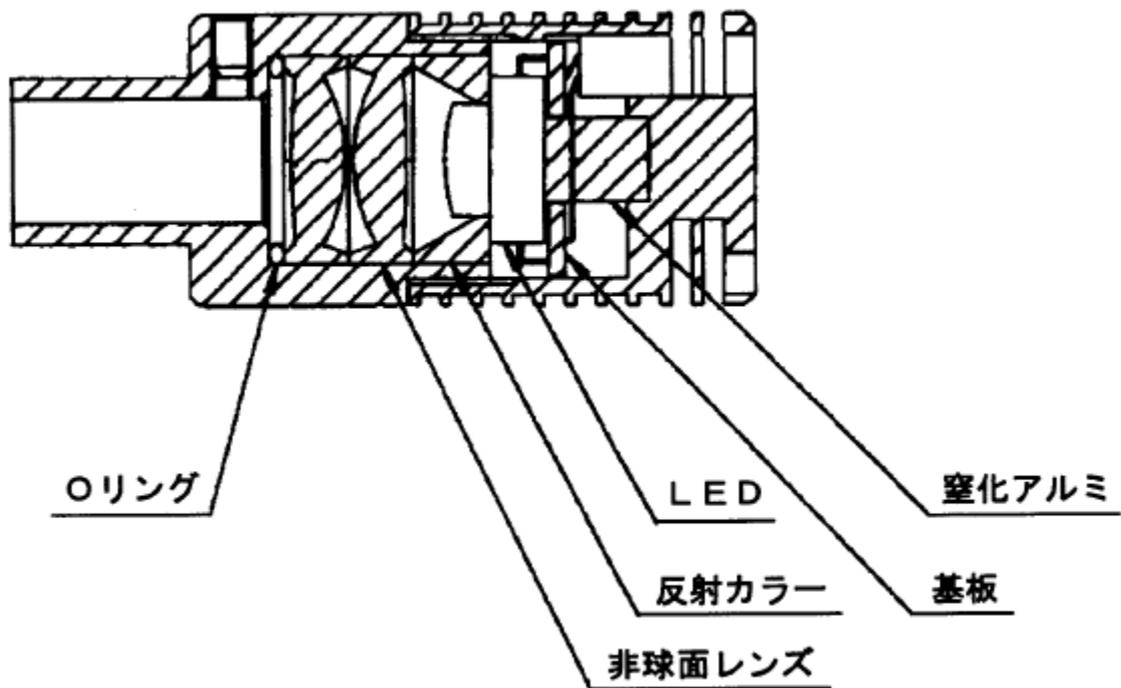
【平面図】



【使用状態を示す正面図】



【参考A-A線拡大断面図】



以上